



2015年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主

資産相談業務

実施日◆2015年9月13日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（40歳）は、妻Bさん（41歳）とともに飲食店を営んでいる。Aさんの店は、妻Bさんの創作料理がおいしいと評判で、固定客も増えて経営は安定している。

Aさんは、今後も個人事業主として経営に専念し、健康な限り夫婦そろって店を続けていきたいと考えているが、40歳になったこともあり、老後の生活資金についての準備も始めたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん

- ・昭和50年4月15日生まれ
- ・公的年金加入歴
 - ：20歳から大学を卒業するまでの間、国民年金保険料を納めておらず、未納期間となっている（36月）
 - ：大学卒業後、X社に入社し、厚生年金保険に加入（60月）
 - ：X社を退職後、国民年金に第1号被保険者として加入し、現在に至る。この間、国民年金保険料の未納期間はない（150月）
 - ：平成26年4月から現在に至るまで、付加保険料を納付している（18月）

(2) 妻Bさん

- ・昭和49年4月20日生まれ
- ・公的年金加入歴
 - ：高校卒業後からAさんと結婚するまでの9年間、厚生年金保険に加入（108月）
 - ：Aさんと結婚してからAさんがX社を退職するまでの間、国民年金に第3号被保険者として加入（12月）
 - ：AさんがX社を退職後、国民年金に第1号被保険者として加入し、現在に至る。この間、国民年金保険料の未納期間はない（150月）
 - ：平成26年4月から現在に至るまで、付加保険料を納付している（18月）

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが原則として65歳から受給することができる公的年金制度の老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、空欄 については、下記の 数値群 から適切な数値を選んで解答用紙に記入すること。また、年金額は、平成27年度価額（老齢厚生年金については本来水準による価額）に基づき、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げること。

「Aさんが原則として65歳から受給することができる公的年金には、老齢厚生年金と老齢基礎年金があります。

Aさんが今後、厚生年金保険の被保険者とならない場合、老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）は、Aさんの平均標準報酬月額に厚生年金保険に加入していた月数と1,000分の（ ）を乗じて算出されます。

また、老齢基礎年金の年金額は、780,100円にAさんの保険料納付済期間の月数を480月で除して得た数を乗じて算出されます。Aさんが60歳になるまで国民年金保険料を納付し続けた場合、老齢基礎年金の年金額は、（ ）円になります。

さらに、Aさんは付加保険料を納付していますので、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます。Aさんが60歳になるまで付加保険料を納付し続けた場合、付加年金の年金額は、（ ）円になります」

数値群			
5.481	5.769	7.125	7.50

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、国民年金の第1号被保険者ですので、国民年金基金に加入することができます。国民年金基金に加入後も、付加保険料を継続して納付することができますので、より多くの老後の生活資金を計画的に準備することができます」

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せした年金を受け取るための公的な年金制度です。掛金の払込期間は60歳到達月の前月までであり、年金の支給開始月は、年金の種類にかかわらず、65歳到達月の翌月となっています」

「国民年金基金への加入は口数制となっています。1口目は終身年金のみですが、2口目以降は終身年金または確定年金から加入者が選択することができます」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ワのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営し、個人事業主や会社等の役員が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。Aさんのように飲食サービス業の場合、常時使用する従業員数が()以下の個人事業主または会社の役員が加入することができます。

また、妻Bさんも、所定の要件を満たせば、Aさんの共同経営者として小規模企業共済制度に加入することができます。

毎月の掛金は、1,000円から()までの範囲内で、500円単位で選択することができます。納付した掛金は、税法上、全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります。

共済金は、掛金納付月数が6カ月以上あり、加入者に廃業等の事由が生じた場合に、掛金納付月数等に応じて支払われます。

共済金の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があります。このうち、『分割受取り』を選択することができる加入者は、支払われる共済金の額が()以上で、請求事由が生じた時点で満60歳以上である者に限られ、分割された共済金は10年間または15年間にわたって年4回支払われます。

加入者が廃業等した場合に一括で受け取る共済金は、税法上、()として課税され、分割で受け取る共済金は公的年金等の雑所得として課税されます」

語句群

イ．5人 口．7人 八．10人 ニ．30,000円 ホ．68,000円
へ．70,000円 ト．200万円 チ．300万円 リ．400万円
ヌ．事業所得 ル．退職所得 ワ．一時所得

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

中小事業主のAさん（40歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託によって積極的に投資したいと考えている。Aさんは、X社株式と投資信託の購入を考えているが、株式や投資信託などの投資性商品を購入した経験が少なく、各種投資指標の見方について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社株式を発行しているX社の財務データは、以下のとおりである。

X社の財務データ

総資産	6,000億円
自己資本（純資産）	1,500億円
当期純利益	150億円
年間配当金総額	30億円
発行済株式総数	3億株
株価	500円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、投資信託の一般的な商品性等について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「不動産投資信託（J-REIT）は、複数の不動産会社の株式を主たる投資対象とする上場投資信託であり、分散投資により、不動産会社の株式に直接投資するよりもリスクを抑えることができます」

「SRIファンドは、企業の財務内容に加えて、企業倫理や法令遵守、環境への配慮、消費者対応、社会や地域への貢献などの非財務的側面も判断基準として、投資対象企業を選定する投資信託です」

「投資信託のパフォーマンスを評価する代表的な手法であるシャープ・レシオは、リターン1単位当たりのリスクを算出したものであり、シャープ・レシオが小さいほど、その投資信託が効率よく運用されていると評価することができます」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、株式取引の仕組み等について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「上場株式を証券取引所の普通取引で売買したときの受渡しは、約定日（売買成立日）の翌日から起算して4営業日目に行われます」

「上場株式の注文方法には、成行注文と指値注文があります。指値注文では、低い買呼値が高い買呼値に優先し、同じ呼値が複数ある場合には発注の早い呼値を優先して売買が成立します」

「代表的な株価指標として、日経平均株価と東証株価指数があります。このうち、日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出される株価指標です」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、株式の投資指標について説明した。《設例》の X社の財務データ に基づき、Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「株式の代表的な投資指標として、PERとPBRがあります。一般に、いずれも倍率が高いほど株価が割高であるといえ、X社の場合、PERは()倍、PBRは()倍と算出されます。

ROEは、『() × 100』の算式によって算出され、企業の収益性や成長性を測ることができる投資指標の1つです。ROEが高いほど、その企業の収益性や成長性は高いと考えられ、株主への利益還元も期待できます。

配当金額から企業を評価する代表的な投資指標として、配当性向や配当利回りがあり、X社の配当利回りは、()%と算出されます。これらの投資指標は、高いほど株主への利益還元が高い傾向があるといえますが、成長性のある企業には利益を配当せずに再投資して事業拡大を図る傾向もありますので、必ずしも高いほうが優れた企業というわけではありません」

語句群

イ . 1	ロ . 2	ハ . 10	ニ . 20	ホ . 100	ヘ . 200
ト . $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}}$	チ . $\frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}}$	リ . $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産}}$			

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（資本金1,000万円、青色申告法人、代表取締役社長のAさんが発行済株式の全部を所有し、租税特別措置法上の中小企業者等に該当する。以下、「X社」という）の平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告等に係る資料は、以下のとおりである。

資料

1．交際費等に関する事項

X社の当期における税法上の交際費等の金額は1,230万円であり、その全額を損金経理により支出している。また、交際費等のうち接待飲食費（X社の従業員等に対する接待等のために支出した飲食費を除く）の金額は、780万円である。

2．法人税の課税所得金額の計算に関する事項

当期利益の金額 3,000万円

（申告調整額）

益金算入額 370万円

益金不算入額 250万円

損金算入額 450万円

損金不算入額 1,130万円（交際費等に係る損金不算入額を含む）

3．X社の従業員数等に関する事項

X社では、業容の拡大に伴って、平成27年4月に新たに10人を採用した。また、平成27年4月に従業員に対する賃金を引き上げた。X社は当期において雇用促進税制の適用を受けたいと考えている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 法人税における交際費等の取扱いに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

法人が中小法人であるかどうかにかかわらず、支出した交際費等のうち、接待飲食費の額の()相当額を損金の額に算入することができる。

また、事業年度終了の日における資本金の額または出資金の額が()以下の中小法人(大法人に完全支配されている法人等を除く)に限り、支出した交際費等のうち、年()を限度として損金の額に算入することもできる。

したがって、X社の場合、後者の方法を選択すると、法人税申告書別表四において()を所得金額に加算することになる。

語句群				
イ . 20%	ロ . 50%	ハ . 80%	ニ . 230万円	ホ . 430万円
ヘ . 600万円	ト . 630万円	チ . 800万円	リ . 1,000万円	
ヌ . 5,000万円	ル . 1億円	ヲ . 3億円		

《問8》 《設例》の 資料 に基づき、X社の当期の法人税額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

・課税所得金額

()万円

・法人税額

()万円 × ()% + (()万円 - ()万円) × 23.9%

《問9》 雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除。以下、「本制度」という)に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、雇用者とは、雇用保険の一般被保険者をいい、基準雇用者数とは、当期末の雇用者の数から前期末の雇用者(当期末において高年齢雇用者に該当する者を除く)の数を引いた数をいう。

X社が当期において本制度の適用を受けるためには、前期および当期に事業主都合による離職者がなく、基準雇用者数が2人以上でなければならない。

X社が当期において本制度の適用を受けた場合、法人税額の20%相当額を限度として、基準雇用者数に30万円を乗じた金額を法人税額から控除することができる。

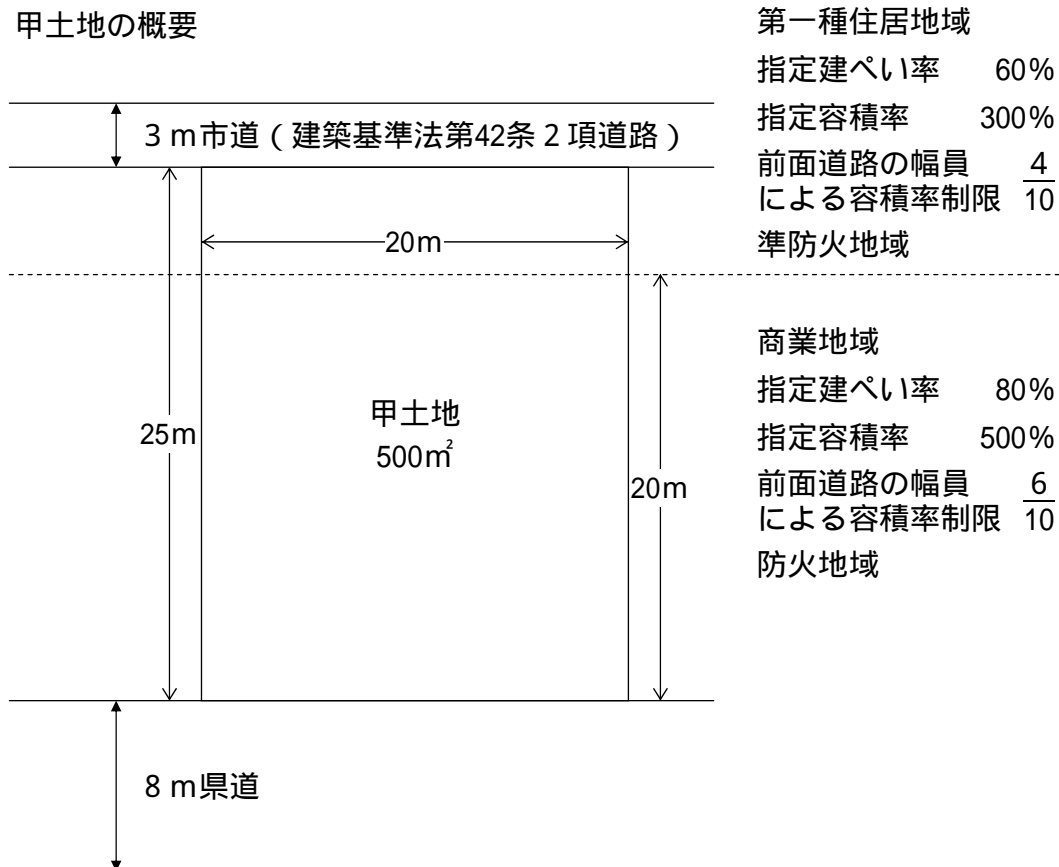
X社は、所定の要件を満たせば、当期において本制度と所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の適用を重複して受けることができる。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、事業拡大のために本社の移転を計画している。本社の移転にあたっては、「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」（租税特別措置法第65条の7）を活用して、甲土地の購入および本社社屋の建設を予定している。

X社が購入を検討している甲土地の概要は、以下のとおりである。



（注）

- ・甲土地は長方形の土地であり、第一種住居地域に属する部分は100m²、商業地域に属する部分は400m²である。
- ・甲土地の接する幅員3m市道は、建築基準法第42条2項により特定行政庁の指定を受けた道路である。3m市道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- ・指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の上限となる建築面積を、解答用紙の手順に従い、〔計算過程〕を示して求めなさい。 答 は m^2 単位とすること。

《問11》 甲土地に耐火建築物を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積を、解答用紙の手順に従い、〔計算過程〕を示して求めなさい。 答 は m^2 単位とすること。

《問12》 「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」(以下、「本特例」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本特例は、法人が、その所有する()以外の特定の資産(譲渡資産)を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度において特定の資産(買換資産)を取得し、かつ、取得の日から()年以内に買換資産を事業の用に供した場合または供する見込みである場合に、買換資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その経理した金額を損金の額に算入することができる特例である。

同一地域内における買換えの場合、本特例による圧縮限度額は、「圧縮基礎取得価額×差益割合×()%」の算式により算出され、圧縮基礎取得価額とは、買換資産の取得価額または譲渡資産の譲渡対価の額のうちいずれか()金額をいう。

語句群

イ．固定資産	ロ．減価償却資産	ハ．棚卸資産	ニ．1	ホ．3	
ヘ．5	ト．50	チ．80	リ．100	又．多い	ル．少ない

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長であるAさん（74歳）の推定相続人は、妻Bさん（69歳）、長男Cさん（46歳）、長女Dさん（44歳）および二女Eさん（40歳）の4人である。

Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんが十分に経験を積み、周囲の理解も得られたことから、長男Cさんに事業を承継して勇退することを決意した。Aさんは、友人が事業承継を円滑に進めるために「遺留分に関する民法の特例」を活用したことを聞き、その仕組みについて知りたいと思っている。

X社に関する資料は、以下のとおりである。

X社の概要

- (1) 業種 食料品製造業
- (2) 資本金等の額 3,000万円（発行済株式総数600,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成
 - Aさん 440,000株
 - 妻Bさん 50,000株
 - 長男Cさん 100,000株
 - 長女Dさん 5,000株
 - 二女Eさん 5,000株
- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) 従業員数 28人

相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社の小」であり、特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	4.5円	3.6円
1株（50円）当たりの年利益金額	24円	16円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	230円	200円
株価	-	284円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- (7) X社株式の1株当たりの純資産価額 265円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 下記の 参考 を基に、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。
〔計算過程〕を示し、答 は円単位とすること。なお、1株当たりの類似業種比準価額の計算にあたっては、各要素別比準割合および比準割合は小数点以下第2位未満を、1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を、1株当たりの類似業種比準価額は円未満を、それぞれ切り捨てること。

参考 類似業種比準価額の計算式

$$A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times \quad + \frac{d}{D}}{\quad} \times \text{斟酌率} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

《問14》 長男CさんがAさんからX社株式の贈与を受けた場合、贈与税の課税上のX社株式の1株当たりの相続税評価額(類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額)を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答 は円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、「中会社の小」のLの割合は0.6である。また、X社株式の相続税評価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、できるだけ低い価額となる方法を選択するものとする。

《問15》 「遺留分に関する民法の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述 ~
について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

本特例における除外合意とは、後継者が先代経営者から贈与された一定の自社株式について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の合意である。

本特例における固定合意とは、後継者が先代経営者から贈与された一定の自社株式について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を贈与時における相続税評価額に固定する旨の合意である。

本特例の適用を受けるためには、後継者が遺留分権利者の全員と書面によって合意し、市町村長の確認を受けたうえで、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）